

「部活動の地域連携・移行に向けた環境整備事業」

第4回意見交換会

県環境文化部スポーツ振興課 主任 川藤 圭一

令和6年2月21日（水） ピュアリティまきび

1 県からの報告

「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」（案）
について

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

【前文】（P.1）

- 令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。
- 学校部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むことを示した。
- 県教育委員会においては、令和5年3月に、「岡山県学校部活動の在り方等に関する方針」を策定した。
- 令和3年度から、国の委託を受け、実証事業を実施し、県内へ普及している。
- 市町村は、部活動指導員の活用、合同部活動の実施など、学校や地域の現状に応じて取り組みを進めている。
- 県は、今年度、学校部活動の地域連携・地域移行に係る現状及び課題を把握するため、意見交換会を4回実施し、今後の課題解決策や支援方策について検討してきた。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

【前文】（P.1）

- これらを踏まえ、今後、スポーツ・文化芸術活動に取り組む子どもたちのために新たな地域クラブ活動の構築を目指す市町村等の参考となるよう、「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定することとした。
- ※ I 章については、誰もがスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、地域クラブ活動の充実に向けた、県の今後の方向性や取組を示した。
II 章については、地域クラブ活動に中学校の生徒を受け入れるために、市町村等が取り組む内容について、国のガイドラインを参考に示した。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

【I章 本県の現状と取組等】（P.2～）

1 意見交換会の開催（P.2）

2 意見交換会で把握した本県の現状

- すべての市町村は、地域クラブ活動を充実させていくことが必要との認識があった。
- スポーツ・文化芸術団体は、活動の認知度向上、裾野拡大を進めたいと意欲を有している。
- 地域連携・地域移行に向けた取組は、県内の広範囲で対応可能な団体がある一方、ほとんどの団体は、活動できる範囲が県南に限定される。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

① 主な意見（P.3）

	市町村担当者	スポーツ・文化芸術団体関係者等
指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の確保が困難 ・研修会の開催を希望 ・兼職兼業など教員の活躍の場の確保が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者の活躍ができていない ・無資格者の指導希望が多い ・高齢化に伴う、後継者の育成が必要
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場所の確保が困難 	
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者報酬への支援が必要 ・参加者（保護者）の負担への支援が必要 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な財源確保に苦慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な経費をどこまで受益者負担とするのか
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や子ども等関係者への制度の周知が不足 ・積極的な広報が必要 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場を充実してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のバックアップが必要

	市町村担当者	スポーツ・文化芸術団体関係者等
連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と競技団体との連携ができていない ・競技志向でない生徒の活動の場の確保が必要 	
手 段 法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行をどう進めていけばよいのか、手法がわからない 	

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

②市町村における検討状況（第3回意見交換会での聞き取りから）（P.4）

○地域移行にあたり、運営団体として想定している団体

- ・スポーツについては、スポ少、スポーツ・体育協会、総合型地域SCなどスポーツ関係団体の想定が多い。
- ・文化芸術は、文化芸術団体や教育委員会等の想定が多い。

○地域移行にあたり、指導者として想定している人材

- ・スポーツは、スポーツ団体の指導者や部活動指導員の想定が多い。
- ・文化芸術は、文化芸術団体の指導者や兼職兼業の許可を得た教員等の学校関係者の想定が多い。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

3 地域移行に向けた課題（P.5）

（1）スポーツと文化芸術共通の課題

- ① 地域での指導者の専門分野や人数が把握ができていない
- ② 多様なニーズに応えられる専門的な知識をもつ指導者が少ない
- ③ 学校部活動の地域移行の進め方がわからない
- ④ 指導者の謝金や施設使用料等の費用負担が生じる
- ⑤ 活動場所の確保が難しい
- ⑥ 運営団体・実施主体となる関係団体が少ない

（2）スポーツの課題

- ① 運営団体等の確保や試合への出場方法等の課題がある
- ② 資格取得だけでなく、更新にも費用が生じる

（3）文化芸術の課題

- ① 総合型地域SCのように、運営団体等となり得る団体が少ない
- ② 指導者資格がない
- ③ 著作権使用料が発生することがある
- ④ 吹奏楽について、練習場所が少ない、楽器等の確保が困難、楽器の運搬など特有の課題がある

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

4 地域クラブ活動の充実に向けた県の取組等（P.6～）

（1）今後の方向性

誰もが身近にスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境づくりを進める中で、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実に取り組む。

（2）県の取組

- ① 指導者の量の確保
ア 様々な関係者から指導者の確保に努める。
イ 「おかやまスポーツナビ」「マイニングおかやま」の人材バンク機能を充実させる。
- ② 指導者の資質の向上
ア 専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。
イ 関係団体等と連携を図りながら、研修会を開催するなど、多くの指導者の養成や資質の向上に向け取り組む。
- ③ 情報共有の場の提供
ア 連絡会議を開催し、課題解決策や支援方策等に係る意見交換や先進事例の情報共有を行う。
イ 実証事業等の成果の普及を図る。

※ ①～③については、R6年度重点的に取組を行う予定

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

4 地域クラブ活動の充実に向けた県の取組等（P.8）

（2）県の取組

- ④ 活動に要する経費の軽減
 - ア 国の動向を注視しながら、公共施設等の施設使用料の負担軽減に係る検討を行う。
 - イ 国へ財政的支援の要望を行う。
- ⑤ 活動場所の確保
公共施設等だけでなく、学校施設の活用も検討する。
- ⑥ 運営団体・実施主体となる団体等の充実
新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる団体等の充実に努める。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

5 新たな地域クラブ活動の構築に向けた県の考え方（P.9）

将来的に、地域クラブが市町村と連携し、生徒を受け入れることができる新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体となるよう、県は地域クラブ活動の充実に向けた取組を進めるとともに、学校部活動の地域移行に向けた市町村等を支援する。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

【Ⅱ章 新たな地域クラブ活動の構築に向けた取組等】 P.10～

1 新たな地域クラブ活動の構築に向けた適切な運営等の推進（P.10～）

（1）運営団体・実施主体（P.10～）

- ① 地域のスポーツ・文化芸術団体等の整備充実
関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実の支援に努める。
- ② 関係者間の連携体制の構築等
 - ア 関係者からなる協議会などにおいて、情報共有・連絡調整を行い、連携する体制を整備する。
 - イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画及び毎月の活動計画を可能な範囲で策定し、公表する。
その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（2）指導者（P.13～）

- ① 指導者の資質の向上
 - ア 各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。
スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質の向上の取組を進める。
 - イ 研修会を行う際には、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の資質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する内容も盛り込む。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

（2）指導者（P.13～）

- ① 指導者の資質の向上
 - ウ 各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実する。
 - エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。
 - オ スポーツ団体等は、指導者の暴力等、問題となる行動が見られた場合の対応について、自ら設ける相談窓口などを活用し、公平・公正に対処する。
各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。
 - カ 市町村、文化芸術団体等は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権についても研修等を行い、指導者の理解を深める。
- ② 適切な指導の実施
 - ア 新たな地域クラブ活動の運営団体等は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するとともに、中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行う。
 - イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、県教委発行の「学校部活動指導資料」も参考にしながら、合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を行うとともに、研修会等へ積極的に参加し、正しい知識を修得する。
- ③ 指導者の量の確保
スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、様々な関係者から指導者の確保に努める。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

（3）活動内容（P.14～）

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、様々な活動を想定し、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。
- イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域SCなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。
- ウ 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を広報誌での案内や学校の協力を得るなどして生徒や保護者に対して周知する。

（4）適切な休養日の設定

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動指導資料を参考に活動時間を遵守し、休養日を設定する。

（5）活動場所

- ア 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設等施設だけではなく、地域の中学校をはじめとした学校施設の活用も検討する。
- イ 新たな地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。
- ウ 必要に応じて新たな地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

（6）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減（P.15～）

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 可能な範囲で、新たな地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援等について、国の動向等を注視しながら検討を行う。
- ウ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（7）保険の加入

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
- イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）

（８）学校との連携（P.15）

- ア 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校への情報提供や生徒・保護者への理解促進等、必要に応じて学校と協力・連携に取り組むものとする。
- イ 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、必要に応じて学校と連携を深める。
- ウ 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、上記イ以外の地域で実施しているスポーツ・文化芸術活動の内容等を必要に応じて学校と連携して生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるような環境を整える。

２ 大会等への支援（P.16）

新たな地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」策定までのスケジュール

- 2月21日（水） 第4回意見交換会（本日）
- 2月28日（水） ガイドライン（案）に係る意見の提出期限
- 3月中 策定・公表

【本事業の問い合わせ】

○スポーツ担当

県環境文化部スポーツ振興課
主任 川藤 圭一

TEL 086-226-7467

○文化担当

県環境文化部文化振興課
総括参事 岸本 真治

TEL 086-226-7903

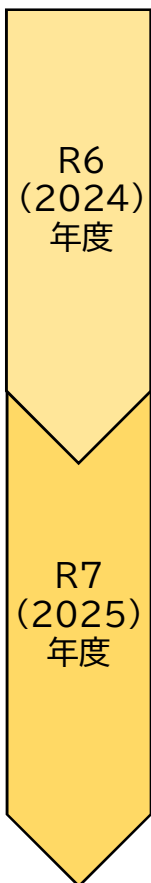
地域クラブ活動環境整備事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化の進行により、生徒が減少し、学校部活動として成り立たなくなるおそれのある地域が存在 ● 国は中学校の休日の学校部活動の地域連携及び地域移行を推進（令和5～7年度：改革推進期間）
方針	地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実を図る
課題	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の実情に応じた体制整備 ②指導者の確保及び質の向上 ③関係者（保護者・教員など）の理解 ④地域クラブ活動の運営に要する費用負担 等

対策の柱

I 市町村への支援

II 人材の確保



連絡会議の開催

構成員：県、県教委、市町村、関係団体等

○情報共有

- ・これまでの意見交換会や、実証事業（県教委）で得られた課題等の解決策や支援方策等の情報共有
- ・全市町村を構成員とすることで、成功事例を横展開

○市町村と関係団体のマッチングの場として活用

地域クラブ活動の活性化

指導者掘り起こし等

○人材バンクの充実等

- ・人材バンク（おかやまスポーツナビ、マイニングおかやま）の機能強化
- ・登録勧奨や競技団体の活動状況の把握等

○研修会開催

地域指導者の裾野拡大や、資質向上を図るため、レベル別の研修を実施

<内容>

- ・ハラスメント防止
- ・安全安心な競技環境の整備
- ・コーチング
- ・ジュニア期の指導

地域指導者の裾野拡大

将来にわたり子どもたちが継続して多様なスポーツ・文化に親しむことができる機会の確保